

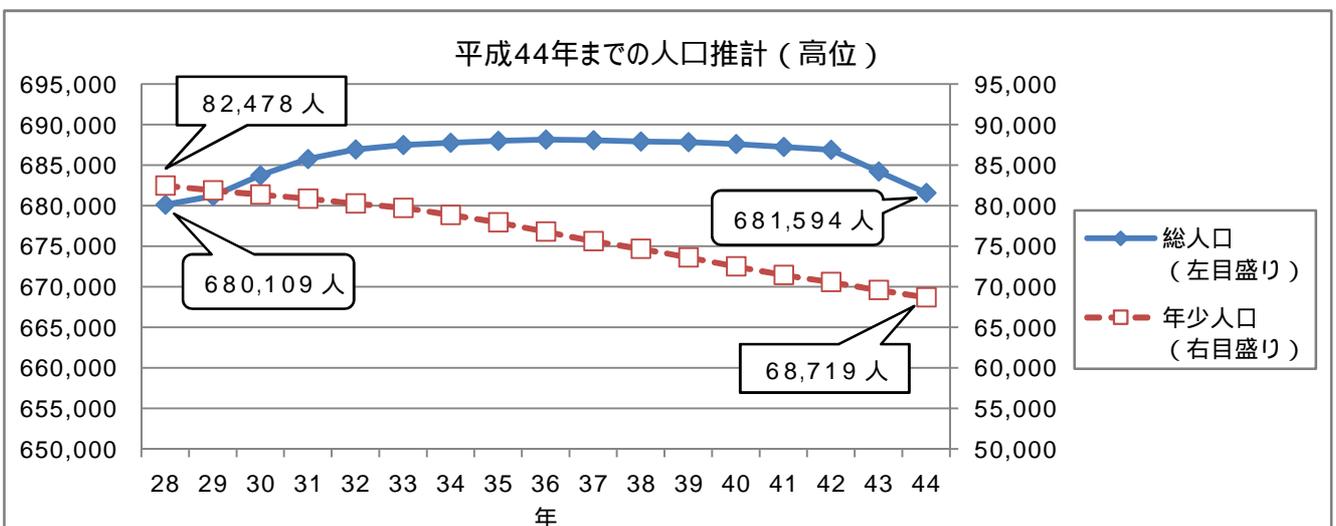
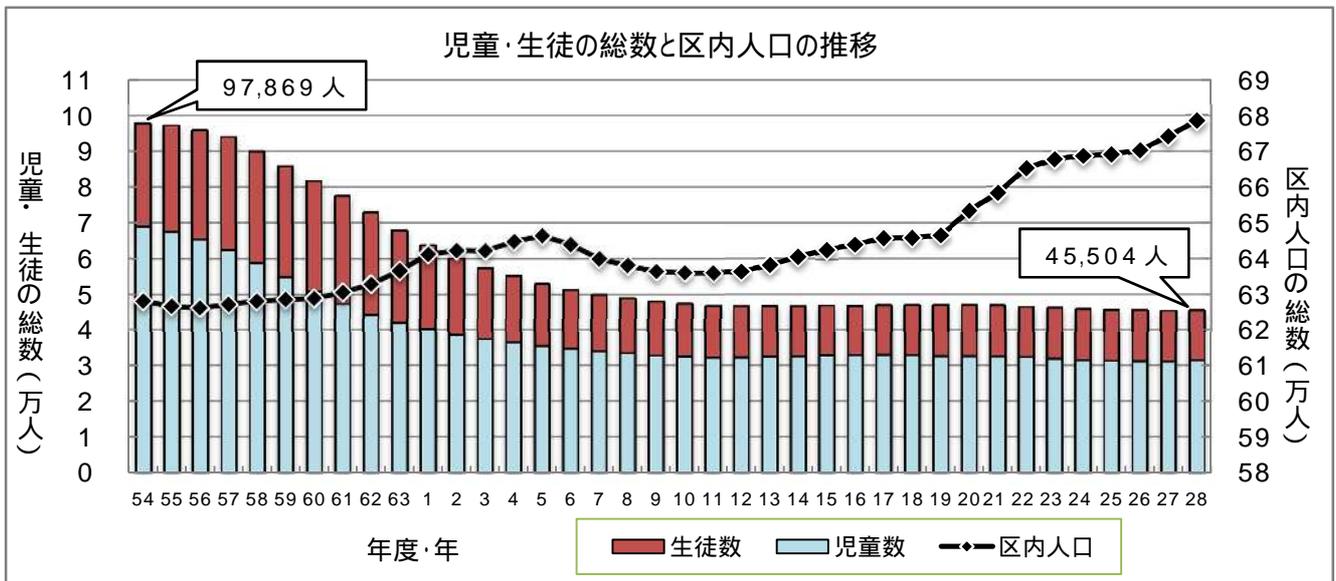
## 足立区立小・中学校の 適正規模・適正配置の実現に向けて

～子どもの未来を創る適正規模・適正配置のガイドライン～

発行：足立区教育委員会事務局 学校適正配置担当  
電話：03-3880-5111（代表） 内線 3535

### 1 児童・生徒の総数と人口推計

足立区の総人口は近年増加傾向にあり、平成28年4月には68万人を超えました。しかし、児童生徒数は減少傾向をたどっています。平成27年9月実施の人口推計(高位)では、総人口は平成36年頃にピークを迎えるとされていますが、年少人口(0歳～14歳)は今後も減少傾向にあると予測されています。



(平成27年9月実施人口推計(高位)より作成。なお、平成28年は4月1日現在の実居住者人口です)

## 2 適正規模・適正配置に向けたこれまでの取り組み

足立区教育委員会では、平成 21 年度に前ガイドラインを策定し、今後の適正規模・適正配置事業の新たな指針を定めました。その後の取り組みにより、平成 28 年度現在、小学校は 69 校、中学校 36 校の合計 105 校となっています。

平成 21 年度以降の主な適正規模・適正配置事業の取り組み

年度	区分	統合等を実施した小・中学校
平成 24	統合	本木小学校の開校（本木小学校と本木東小学校を統合）
	学区域変更	栗原小学校と亀田小学校の学区域を変更 第七中学校と第十中学校の学区域を変更
平成 25	統合	足立小学校の開校（千寿第五小学校と五反野小学校を統合）
平成 27	統合	鹿浜五色桜小学校の開校（上沼田小学校と鹿浜小学校を統合）
平成 28	統合	鹿浜菜の花中学校の開校（鹿浜中学校と第八中学校を統合）
平成 29	統合	江北桜中学校の開校（上沼田中学校と江北中学校を統合）
予定	統合	新校開校予定（高野小学校と江北小学校を統合）

## 3 適正規模・適正配置の基準の見直し

[適正規模の新基準]

	小学校	中学校
適正規模	12～24 学級 (標準児童数 340～760 人)	12～24 学級 (標準生徒数 370～840 人)

### 適正な学級数「12 学級から 24 学級」

小学校では、最低限クラス替えができる各学年 2 学級以上が必要であるため「1 学年 2～4 学級の 12～24 学級」を適正規模とします。中学校では、同じ地域の小学校 2 校程度から 1 つの中学校に進学することを想定して「1 学年 4～8 学級の 12～24 学級」を適正規模とします。

### 適正な人数「小学校 340～760 人・中学校 370～840 人」

現在、足立区の 1 学級あたりの人数には東京都が定める基準を採用しています。1 学級あたりの人数は、小学 1・2 年生と中学 1 年生が 35 人編成で、それ以外の学年は 40 人編成です。この点を踏まえ、1 学級あたりの平均人数と適正な学級数、児童・生徒数を現状に合わせて変更します。

### 適正規模以外の考え方

学校の適正規模は一つの学校だけの問題ではなく、地域全体の問題として考える必要があります。また、6 学級以下の学校であっても、その地域全体で子どもが増える可能性があれば、直ちに統合の検討に入るのではなく、その後の推移を見守っていくなど、柔軟な対応が必要です。今後は過小・過大という表現を改め、適正規模に満たない学校はすべて小規模校とし、超える学校はすべて大規模校とします。

[適正配置の新基準]

	小学校	中学校
通学時間	おおむね 30 分以内	
通学距離	おおむね 1,200m以内が望ましい	おおむね 1,800m以内が望ましい
通学区域	小学校と中学校の通学区域は、交友関係や地域との結びつきなどを考慮し、できるだけ整合性を持たせ、1 中学校あたり 2～3 の小学校が望ましい。	
通学区域の境界	地域との十分な協力関係のもと、その地域の特性をいかした学校づくりを進めていくため、原則として 13 ブロック、町丁目の区域、町会・自治会の区域をできる限り分断しない配慮が必要である。また通学区域と青少年対策地区委員会の区域についてはできる限り整合性を図る必要がある。	
通学路	特に小学校の場合の安全性を重要視し、主要道路（国道 4 号線ほか）、鉄道および河川により通学路が原則として分断しないことが望ましい。	

**適正な通学時間の目安「おおむね 30 分以内」**

これまでは、通学距離、通学区域、通学路について基準を定めてきました。今回の見直しでは、より具体的な基準とするため、一般的に子どもが通学にかけられる時間を、目安として新たに定めます。

そこで、内閣府による子どもの起床時間の調査や、東京都内の学校の通学時間の調査、足立区の学校の登校時間などを勘案し、通学で使える時間は 30 分から 40 分という結果が得られました。このことから、通学時間は「おおむね 30 分以内」を一つの目安とします。

**適正な通学距離の目安「小学校は、おおむね 1,200m 以内・中学校は、おおむね 1,800m 以内」**

新たに設けた、通学時間「おおむね 30 分以内」という基準から、30 分で子どもが歩ける距離を求め、新たな距離の基準とします。

子どもの歩く速さに関するデータを基にして、その中でも比較的遅く歩いた場合の速度である、小学生は分速 40m、中学生は分速 60mを採用します。

その結果、小学生は「分速 40m で 30 分歩くとおおむね 1,200m 進む」、中学生は「分速 60m で 30 分歩くとおおむね 1,800m 進む」ことができます。

実際の通学路は、学校ごとに道路条件や地形によって状況が異なります。そのため、通学距離の基準は、自宅から学校までの直線距離で測って設定しています。この基準は、今後も通学路が著しく長距離にならないための一つの目安として活用していきます。

## 4 通学路の安全対策

学校の統合が行われると、通学する校舎の変更のため、在学中に通学路が数回変わります。通学路の変更に伴う子どもたちの不安を出来る限り取り除き、また、保護者の心配を軽減できるよう、これまでの取り組みに新たな対策を追加します。

### これまでの安全対策

#### 通学路合同点検の実施

実施概要 交差点改良（ガードパイプや歩道、外側線の調整）、歩行者用信号の横断可能時間の延長、横断歩道の新設や移転、路面表示・グリーンベルトの施工、スクールゾーン規制の新設など。

P T A 及び開かれた学校づくり協議会、町会・自治会など地域の方による見守りや、通学路安全マップの作成

交通安全教室の実施・青パトによる巡回

学童擁護員による通学指導

防犯カメラの設置

ア．設置場所 通学路のうち、犯罪抑止に効果的な場所（公園付近など）

イ．設置台数 各校5台、平成30年度までに全校に設置

### 新たな安全対策

\*学童擁護員を増員し、支援を行います。

ア．配置場所 統合等により新たに設けた通学路のうち、通学路合同点検などで危険と判断した場所に配置します。

イ．配置時間 登校時1時間、下校時3時間を上限に必要な時間配置します。

ウ．配置箇所数 1校につき原則3か所以内とします。

\*スクールガードボランティアの募集を行います。

P T A 及び開かれた学校づくり協議会、町会・自治会など地域の方が実施している見守りについて、スクールガードボランティアとして登録し、物品の貸与やボランティア保険の適用など活動の支援を行います。

\*小学校登下校システムの設置（メール配信サービス）

児童の登下校を、保護者に電子メールでお知らせするサービスを、モデル校に導入します。モデル校での検証を経て、今後の統合校に導入していきます。

\*防犯カメラを増設します。

統合に伴い距離が延びる通学路に、通常5台（東京都補助台数）に上乗せして防犯カメラを設置します。

\*交通安全グッズ（反射板等）を配付し、遠くからでも児童を確認できる状況を整えます。

下校時安全放送の回数を増やし、地域全体で見守る意識を高めます。

登校班の編成を促していきます。

\*印の取り組みについては、統合校で実施します。

## 5 施設更新に関する方針

### 学校施設の耐用年数「65年から82年程度」

これまで学校施設の耐用年数は50年としてきましたが、建築年次によってコンクリート強度が異なるため、建物のコンクリート耐久設計基準強度から判定される供用限界期間を改築の目安の新基準とします。この年数は、構造体及び部材の要求性能を示し、設計・施工の目標を明確にした「構造体の総合的耐久性（日本建築学会）」に基づくものです。

また、供用限界期間は、その年数までに建物保全を行わなかった場合と定義しており、期間内に適切に保全工事を実施することにより、さらに寿命を延ばすことができるとされています。

- ・昭和40年代半ばまでに建設した学校は65年程度とします。
- ・平成10年代半ばまでに建設した学校は82年程度とします。
- ・新耐震構造基準（昭和56年）に適合した建物及び近年の躯体強度の高い建物については、コンクリート強度に応じた供用限界期間を参考にします。

### 施設更新の実施基準

原則として建築年次の古い順とします。

新耐震構造基準（昭和56年）に適合した小・中学校は、建物強度に応じて長期使用します。また、統合が伴った場合も、長期使用可能な建物強度を有するため、原則使用します。さらに、耐用年数に達していない小・中学校についても同様とします。

原則「RC造（鉄筋コンクリート造）」としますが、周辺や立地、敷地の状況等により「S造（鉄骨造）」及び「SRC造（鉄骨鉄筋コンクリート造）」を適宜取り入れます。

\* 統合の実施、周辺の公共施設整備や施工時期、社会情勢等に伴い、実施年次の調整や停止を行う場合があります。

### 保全工事の実施基準

改築目標年次まで、10年を超える期間を有する学校を対象とします。

施設の長寿命化を目的とする関連工事を中心に実施します。

工事内容は、各学校の施設状況に応じて判断します。

環境の向上を図るため、耐用年数満了となる空調設備の入れ替え及びトイレ改修を進め、新校との平準化に早急に取り組んでいきます。

### 特別支援教室の設置

平成28年度から特別支援教室を順次導入し、平成30年度までに全ての小学校に設置します。また、中学校においては現在、都内4区市で特別支援教室モデル事業を実施しているため、状況を注視しながら柔軟に対応できるよう準備を進めていきます。

\* 特別支援教室とは、通常の学級に在籍する、知的発達に遅れのない発達障がいや、情緒障がいのある児童のための教室です。

## 6 今後取り組むエリア

### 平成25年の施設更新計画から引き続き取り組むエリア

引き続き江北・鹿浜・入谷地区の統合に向けた準備と検討を進めます。

地区	学校名	学級	学校規模	建築年	今後の方針
江北	江北小	11	小規模	S41	両校とも建築後約50年を経過し施設更新の検討が必要です。また、平成25年度に高野小学校と江北小学校の統合に向けた実施計画(案)を策定しています。引き続き、江北エリアデザイン検討地域での建設なども含め、統合に向けた準備を進めます。
	高野小	12	小規模(人数)	S37	
鹿浜	鹿浜五色桜小	14	適正	S47	鹿浜五色桜小学校と皿沼小学校を除く3校は建築後40年以上を経過します。鹿浜西小学校の小規模傾向が見られるため、引き続き検討を進めます。
	鹿浜西小	8	小規模	S44	
	北鹿浜小	12	小規模(人数)	S48	
	鹿浜第一小	18	適正	S40	
	皿沼小	11	小規模	S57	
入谷	舎人小	15	適正	S44	足立入谷小学校で小規模傾向が見られます。また、足立入谷小学校では年少人口の減少が見られます。
	舎人第一小	16	適正	S61	
	足立入谷小	8	小規模	S50	入谷中学校と入谷南中学校で小規模傾向が見られます。また、入谷中学校では年少人口の減少が見られます。 この地区は、平成34年以降に生産緑地の宅地化が進んだ場合、年少人口の増減に影響を及ぼす可能性もあるため、その動向も注視しながら検討していきます。
	入谷中	5	小規模	S51	
	入谷南中	9	小規模	H2	

学級数は、平成28年度現在

- ・統合対象校や統合年次は、学校の小規模化や年少人口の増減を踏まえ、検討していきます。
- ・江北エリアは、引き続き高野小学校と江北小学校の統合に向けた準備を進めます。平成25年度に策定した実施計画(案)と江北エリアデザイン検討地域内との比較検討を行い、統合年次や統合新校の位置を決定していきます。

## 新たに取り組むエリア

花畑地区の検討を進めます。

地区	学校名	学級	学校規模	建築年	今後の方針
花畑	花畑第一小	12	小規模(人数)	S38	花畑第一小学校は建築後約50年を経過し施設更新の検討が必要です。また、花畑西小学校では年少人口の減少が見られます。今後の動向を注視していきます。
	花畑西小	13	適正	S45	
	桜花小	12	適正	S47	
	花畑中	5	小規模	S38	花畑中学校は建築後約50年を経過し施設更新の検討が必要です。両校ともに小規模傾向が見られること、年少人口の減少が見られることから、検討を進めます。
	花畑北中	6	小規模	S53	

学級数は、平成28年度現在

- ・花畑第一小学校と花畑中学校の施設更新の検討を行います。
- ・小学校の統合対象校や統合年次は、学校の小規模化や年少人口の増減を踏まえ、検討していきます。
- ・中学校の小規模化を解消するため、適正規模化の検討を行います。

今後取り組むエリアの取り組み年次については、今後の動向をみながら検討を進めます。

